

答申乙第68号（諮問乙第84号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成29年6月21日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「昭和〇〇年以降の優生手術台帳等、私に対する優生手術の実施に関する資料」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成29年7月4日付けで審査請求人に通知した。

昭和〇〇年以降の優生手術台帳ほか優生手術に関連する書類に、審査請求人に対する手術の実施に関する記録がないため。

- 3 審査請求人は、平成29年10月2日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

私に関する書類があるはずなので開示を求める。書類がないという本件処分は納得できない。以下の理由から、当該文書は存在することが明らかである。

(1) 宮城県の文書管理に関する規定

宮城県は昭和28年、完結文書整理保存規程（宮城県庁訓第7号）を作成している。これは文書の保存年限を定めた文書保存基準書である。ここでは、優生手術申請書は永年保存、優生保護審査会議事録は10年保存とされていた。

その後、昭和43年に文書規程が、昭和45年に文書分類表が施行されたが優生手術台帳が永年保存であることに変わりはない。

(2) 優生手術申請書の処分と優生手術台帳への転記

昭和59年に永年保存文書調査が行われ、この時に昭和〇〇年度優生手術申請書が焼却されている。このことは、裏を返すと昭和〇〇年度優生手術申請書が昭和59年まで存在していたということになる。

そして、昭和45年の文書分類表施行時にもこの申請書綴りは存在していた。

以上のことからすれば、優生手術申請書の焼却処分が昭和59年度に行われたのは、永年保存である優生手術台帳に転記されていたからのはずであり、昭和59年の段階でも優生手術台帳が存在していたはずである。

(3) 結論

以上のことからすれば、永年保存である優生手術台帳が、現在においても存在するはずである。仮に永年保存である優生手術台帳が存在しないというのであれば、上記の県の通知に反して廃棄又は紛失されたことになるのであって、その責任は重大である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書等において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求人が求める文書（個人情報）に係る保存の根拠等

文書の保存については、昭和43年の文書規程施行まで完結文書整理保存規程（昭和28年宮城県庁訓第7号）により規定され、保存年限については昭和45年に文書分類表が施行されるまでの間、文書保存基準書検討案がおおむね適用されていたところである。

文書分類表の施行（昭和45年）により、それまでの文書保存基準書において永年保存とされていた優生手術申請書は5年保存に、10年保存とされていた優生保護審査会議事録は5年保存にそれぞれ改められ、優生手術台帳が新たに設けられ、永年保存とされた。

2 審査請求人本人に係る文書（個人情報）の保存状況

審査請求人本人に係る文書は、これまでの情報等からおおむね昭和〇〇年度から昭和〇〇年度まで（うち昭和〇〇年度が最も有力）に属する可能性が高いとされるが、当該年度に係る文書の保存状況等は次のとおりである。

- (1) 上記1のとおり、新たに設けられ永年保存とされた優生手術台帳（昭和38年度から昭和61年度までを一綴りにしたもの）が保存されて今に至っており、当該文書中に審査請求人に係る記載はない。
- (2) 宮城県公文書館に引継済みである優生手術申請書及び優生保護審査会議事録（昭和28・29年度、昭和32年度、昭和33年度、昭和35・36年度）についても、当該文書中に審査請求人に係る記載はない。

なお、5年保存とされた以降もしばらく廃棄されずに保存されていた優生手術申請書及び優生保護審査会議事録もあったが、昭和59年度に永年保存文書調査

による文書の見直しがなされた際に、焼却処分されたと思われる記録（焼却処分リスト）が残っており、当該リスト中に昭和〇〇年度優生手術申請書の記載があるため、この時に焼却されたものと推測される（この旨については、3(2)の開示請求に係る不存在処分に対して審査請求人から不服申立てがなされた際、平成〇年〇月〇日の口頭意見陳述において審査請求人に対し説明済み。）。

3 審査請求人が求める文書（個人情報）の搜索状況

- (1) 当該文書については、平成〇年〇月〇日、審査請求人ほかから宮城県に対し、「本人が手術されたとされる年の文書を含む申請書綴り及びこれを転記した台帳、審査会の議事録を探し出すこと」を求める申入れがなされた。これを受け、改めて庁内各課キャビネット及び書庫を搜索したほか、同月28日付けで庁内関係各課及び地方機関あて当該優生手術関連文書について搜索するよう通知し、それぞれの機関において搜索するも、文書は確認できなかった。
- (2) なお、このことについては、平成〇年〇月〇日にも審査請求人から実施機関に対し「私に対して行われた優生手術に関する記録」についての開示請求がなされており、その際に担当課始め庁内関係各課室及び地方機関において課室内キャビネット及び書庫を入念に搜索するも、審査請求人に係る文書は確認できなかった。

4 以上により、審査請求人の求める個人情報が記載された行政文書は現存しないことから、当該個人情報の開示請求に対して不存在決定したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、昭和〇〇年以降の優生手術台帳等、審査請求人に対する優生手術の実施に関する文書に記録された審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存在について

(1) 文書に関する規程等について

当審査会が事務局職員をして文書に関する規程等の変遷について調査させたところ、次のとおりであった。

イ 昭和28年、本庁所管の完結文書の整理及び保存について必要な事項を定めた宮城県完結文書整理保存規程が制定され、文書の保存年限は、永年、10年、5年及び1年の4種で、各種別に編入する文書の標準も規定されたが、所属ごとの具体的な種別及び類目はなく、したがって、所属ごとの保存の実態は不明である。

ロ 昭和38年、事務取扱いの簡素化等を目的として、各課の了解を得て、文書保存基準書案が作成されたが、更に検討を要するとして、正式な施行には至らなかった。文書保存基準書案は共通事務及び各課固有事務について類目ごとに文書の保存年限を定めており、正式に施行されなかったとはいえ、文書の保存に関し実務上の参考となったものと推認される。

なお、文書保存基準書案における優生保護の主な文書保存基準は、以下のとおりである。

(類目) 優生保護審査会議事録 (保存年限) 10年

(類目) 優生手術申請書 (保存年限) 永年

ハ 昭和43年、文書の取扱いについて必要な事項を定めた文書規程(昭和43年宮城県訓令甲第4号)が制定された。当時の文書の保存年限は、永年、10年、5年及び1年の4種で、保存年限の種別の基準も規定されたことに伴い、イの宮城県完結文書整理保存規程は廃止された。

ニ 昭和45年、文書管理の合理化を図るため、文書規程が定める保存年限の種別の基準を具体化した文書分類表が策定された。

なお、当時の文書分類表における優生保護の主な文書の保存年限は、以下のとおりである。

(細分類) 優生保護審査会 (保存年限) 5年

(細分類) 優生手術申請 (保存年限) 5年

(細分類) 優生手術台帳 (保存年限) 永年

(2) 本件個人情報の不存について

審査請求人は第2の1に記載のとおり「昭和〇〇年以降の優生手術台帳等、私に対する優生手術の実施に関する資料」を開示請求し、実施機関は第4の1に記載のとおり審査請求人に係る文書は昭和〇〇年度から昭和〇〇年度まで(うち昭和〇〇年度が最も有力)に属する可能性が高い旨主張している。

文書に関する規程等の変遷は(1)で述べたとおりであり、昭和〇〇年度及び昭和〇〇年度に属する文書の保存について文書ごとに明確に規定したものはなく、各課において宮城県完結文書整理保存規程に定める各種別に編入する文書の標準を参考に保存していたものと考えられる。

また、(1)ロで述べたとおり、昭和38年の文書保存基準書案において文書ごとの保存年限が明確にされたが、正式な施行には至らなかった。実施機関はおおむね文書保存基準書案が適用されていた旨主張しており、そうすると、昭和38年度以降の優生保護審査会議事録は10年、優生手術申請書は永年の保存年限で保存されていたものと思われる。

次いで、(1)ニで述べたとおり、昭和45年の文書分類表の施行により、文書

ごとの保存年限は、優生保護審査会及び優生手術申請が5年、優生手術台帳が永年とされた。

当審査会は、実施機関に対し、昭和45年文書分類表の施行により優生手術台帳が新たに永年保存で設けられたことと、現存する優生手術台帳に昭和38年度分から記録されていることに関して説明を求めたが、優生手術台帳の作成の基本となったものが優生手術申請書であったかどうかを含めて、優生手術台帳が現存する内容となった経緯等は不明との回答であった。

他方で、当審査会は、実施機関から優生手術台帳を借覧し、その内容を確認したところ、実施機関が主張するとおり、本件個人情報確認できなかった。

また、県政情報・文書課が保管する昭和59年度永年保存文書調査表綴りを確認したところ、審査請求人が手術を受けたとされる昭和〇〇年度優生手術申請書は焼却されたものと推認される記録が残されていた。

さらに、実施機関は、宮城県公文書館に移管された簿冊〔優生手術申請書及び優生保護審査会議事録(昭和28・29年度,昭和32年度,昭和33年度,昭和35・36年度)〕の文書中にも本件個人情報は確認できない旨主張する。同館に移管された歴史的・文化的価値ある文書に記録された個人情報は、本件処分時においては条例第16条が規定する開示請求の対象外ではあったが、事案及び経過に鑑み、当審査会が実施機関の上記主張を受けて当該簿冊を確認したところ、実施機関が主張するとおり、本件個人情報ないし本件個人情報が他に保有されていると認めるに足りる資料は確認できなかった。

最後に、実施機関は、審査請求人による平成〇年度の開示請求時及び平成〇年〇月の申入れ後における関係機関での検索にもかかわらず本件個人情報は確認できなかった旨主張しているところ、当審査会としては、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明はこれを是認するほかなく、その他に本件個人情報が存在すると認めるに足る事情もない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 10. 31	○ 諮問を受けた。(諮問乙第84号)
29. 12. 14 (第226回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 1. 12	○ 実施機関から資料を受理した。
30. 1. 17 (第227回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 2. 16 (第228回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 3. 1 (第229回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 3. 22 (第230回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 5. 17 (第231回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成30年7月13日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
佐々木 好志	弁護士	会長
中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
細川 美千子	有限会社エムネットプロモーション取締役	
米谷 康	弁護士	

(五十音順)